

山梨県公報

号外第二十九号

平成二十年

四月十一日

金 曜 日

目 次

監査委員	山梨県監査委員職務執行規程の一部を改正する告示	—
	山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令	—

監査委員

山梨県監査委員告示第九号

山梨県監査委員職務執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年四月十一日

	山梨県監査委員	横 森 良 照
同		中 込 孝 元
同		清 水 武 則
同		高 野 剛

山梨県監査委員職務執行規程の一部を改正する告示

山梨県監査委員職務執行規程(昭和四十八年山梨県監査委員告示第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第十四号の次に次の三号を加え、同条第十五号を同条第十八号とする。

十五 決算審査の意見に関すること。

十六 基金運用審査の意見に関すること。

十七 財政の健全性に関する比率の審査に対する意見に関すること。

第五条各号列記以外の部分及び第一号から第六号までの規定中「行なう」を「行う」に改め、同条第七号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 財政の健全性に関する比率の審査は、比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について行う。

第九条に次の一号を加える。

七 財政の健全性に関する比率の審査 毎年七月から八月まで

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の山梨県監査委員職務執行規程の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

山梨県監査委員訓令第一号

山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月十一日

	山梨県監査委員	横 森 良 照
同		中 込 孝 元
同		清 水 武 則
同		高 野 剛

山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

山梨県監査委員事務局規程(昭和四十八年山梨県監査委員訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四十一 財政の健全性に関する比率の審査の実施に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の山梨県監査委員事務局規程の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番